

添付書類 3

岡山武道館 参考資料

1	岡山武道館の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	施設利用状況・・・・・・・・・・・・・・・・	10
3	企画事業の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・	11
4	管理に係る収支の状況・・・・・・・・・・・・・・・・	12
5	関係条例等・・・・・・・・・・・・・・・・	13

1 岡山武道館の概要

(1) 岡山武道館のあらまし

岡山武道館は、武道その他のスポーツを通じて県民の心身の健全な発達を図るため、岡山市に設置された施設である。

岡山県は、剣聖宮本武蔵誕生の地であり、また、柔術の元祖竹内流の発祥の地でもあるなど、古くから武道の盛んな地であった。この伝統を受け継ぎ、武道に対する県民の関心は高く、愛好者も年々増加していたことから、大規模な武道館の建設は県民の強い宿願であった。岡山武道館は、こうした要請にこたえ、あわせて武道を県民、特に青少年の間に普及奨励し、将来有為の人材の育成を図るとともに、県民文化の向上を期して建設された施設である。

以来、武道その他のスポーツを通じて、県民の心身の健全な発達を図るとともに、文化的諸行事の場としても活用され、広く県民文化の向上に寄与してきている。

また、練習道場については、平成 30 年度に策定した個別施設計画に沿って建替えを行うこととされ、令和 3 年 8 月に新練習道場が竣工し、同年 9 月から供用を開始した。新練習道場は、柔道場及び剣道場、師範室・会議室、更衣室、温水シャワー室、観戦スペース等を備えた施設として整備されている。

(2) 経過

- ・昭和 45 年 10 月 主道場及び旧練習道場竣工
- ・昭和 45 年 11 月 岡山武道館条例施行
- ・平成 30 年度 個別施設計画に沿って練習道場の建替えを決定
- ・令和元年 12 月 新練習道場着工
- ・令和 3 年 8 月 新練習道場竣工
- ・令和 3 年 9 月 新練習道場供用開始
- ・令和 3 年 7 月 主道場改修工事着工
- ・令和 5 年 1 月 主道場改修工事竣工
- ・令和 5 年 2 月 主道場改修工事供用開始

(3) 建物概要

ア 構造

主道場	鉄筋コンクリート（一部鉄骨）造
練習道場	鉄骨造

イ 延床面積

主道場	4,406.12 m ²
練習道場	1,144.17 m ²

ウ 総事業費

主道場	8億800万円（改修工事費）
練習道場	4億8,700万円（旧練習道場の解体工事費を含む。）

エ 階数

主道場	地上2階、地下1階
練習道場	地上1階

オ 用途

主道場	主道場（アリーナ）、会議室等
練習道場	練習道場等

カ 付属設備

主道場

- ・冷暖房完備
- ・照明 1,100ルクス（最大）
- ・男女更衣室
- ・温水シャワー室完備（有料）
- ・男女トイレ
- ・多目的トイレ
- ・放送設備
- ・観客席（固定1,630席）

練習道場

- ・冷暖房完備
- ・照明 1,000ルクス（最大）
- ・男女更衣室
- ・温水シャワー室完備（有料）
- ・男女トイレ
- ・多目的トイレ
- ・玄関前スロープ
- ・観戦スペース

(4) 職員構成及び職員数（令和8年4月現在）

常勤5名（うち管理責任者1名）

非常勤1名

(5) 開館時間

主道場 8時～22時

練習道場（団体利用） 8時～21時

練習道場（個人利用・火曜日から土曜日まで） 17時～21時

※休館日 毎週月曜日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

(6) 施設概要（利用施設）

施設名	面積（㎡）	施設名	面積（㎡）
主道場	4406.12	練習道場	1144.17

(7) 現行の利用料金（条例に定める基準額は「5 関係条例等」参照）

ア 主道場及び冷暖房設備

※上段（ ）内は、土、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日の料金

※下段は、平日の料金

（ア）入場料を徴収しない場合

（単位：円）

区分	8時～12時	12時～17時	17時～22時	8時～22時	22時以後の延長料1時間につき
1 アマチュアスポーツ又は学生、生徒若しくは児童により行われる催物	(12,300) 10,300	(16,500) 13,800	(29,000) 24,200	(45,400) 37,900	(8,200) 6,900
2 営利又は宣伝を目的としない催物	(76,000) 63,400	(118,200) 98,500	(152,800) 127,400	(288,400) 240,400	(41,400) 34,500
3 その他の催物	(208,400) 173,700	(274,600) 228,900	(417,300) 347,800	(688,900) 574,100	(104,000) 86,700

(イ) 入場料を徴収する場合

(単位：円)

区分	8 時～12 時	12 時～17 時	17 時～22 時	8 時～22 時	22 時以後の延長料 1 時間につき
1 アマチュアスポーツ又は学生、生徒若しくは児童により行われる催物	(20, 700) 17, 300	(32, 500) 27, 100	(54, 600) 45, 500	(88, 200) 73, 500	(19, 000) 15, 900
2 その他の催物	(229, 330) 191, 100	(320, 200) 275, 200	(438, 200) 365, 200	(828, 000) 690, 000	(104, 000) 86, 700

※土、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は、2割増しとする。

※22 時以降の延長料金が 1 時間に満たないときは、1 時間とみなす。

※特別の設備に要する費用は利用者の負担とする。

※会場の準備及び取り片付けのため利用した場合は、(ア) 1 により利用料を徴収する。

※入場料を徴収する場合は、最高入場料（当日）に 100 倍を乗じて得た額を加算する。

イ 冷暖房設備

(単位：円)

区分	単位	料金
冷房設備	1 時間	17, 100
暖房設備	1 時間	22, 800

※冷暖房機の作業開始時点より作動停止までとし、1 時間に満たないときは 1 時間とみなす。

ウ 器具及び設備

その他の器具及び設備

(単位：円)

区分		単位	料金	備考
照明設備	アマチュア	1 Kw につき	70	
	その他	1 Kw につき	120	
照明用バトン		1 日	3, 140	
会議室	アマチュア	1 時間	735	エアコン使用
			490	
会議室	その他	1 時間	990	エアコン使用
			660	
放送設備 (マイク 1 本付)		1 日	2, 200	ワイヤレスマイク使用
マイクロホン (有線)		1 本 1 日	350	
ワイヤレスマイク		1 本 1 日	810	4 本+ピンマイク 1 本
MD・CD プレーヤー		1 台 1 日	850	MD：国歌有り
演台		1 台 1 日	850	主道場：1 台 (大) 練習道場：1 台 (小)
長机		1 台 1 日	80	倉庫内：50 台
椅子		1 脚 1 日	60	倉庫内：800 脚
バックスクリーン		1 日	2, 200	現状：中幕使用
暗幕		1 日	6, 200	1 部使用でも請求
バレーボール機具		1 組 1 時間	350	1 面
バドミントン機具		1 組 1 時間	80	4 組
コインシャワー		1 回 5 分間	100	

エ 練習道場及び冷暖房設備（専用利用）

（ア）練習道場

（単位：円）

区分		午前 8 時～ 正午	正午～ 午後 5 時	午前 8 時～ 午後 5 時	午後 5 時以後の延 長料 1 時間につき
A 電気使用 100%の場合 (1000 lux)	1 全館利用	10,200	12,750	22,950	2,550
	2 柔道場・剣 道場（2 分の 1 使用）	5,100	6,370	11,470	1,270
	3 柔道場・剣 道場（4 分の 1 使用）	2,550	3,180	5,730	630
B 電気使用 50%の場合 (500 lux)	1 全館利用	8,840	11,050	19,890	2,210
	2 柔道場・剣 道場（2 分の 1 使用）	4,420	5,520	9,940	1,100
	3 柔道場・剣 道場（4 分の 1 使用）	2,210	2,750	4,960	540
C 電気使用 25%の場合 (250 lux)	1 全館利用	7,480	9,350	16,830	1,870
	2 柔道場・剣 道場（2 分の 1 使用）	3,740	4,670	8,410	930
	3 柔道場・剣 道場（4 分の 1 使用）	1,870	2,330	4,200	460

(イ) 冷暖房設備

(単位：円)

区分	単位	料金
冷房設備	1 時間につき	4, 260
暖房設備	1 時間につき	4, 320

オ 練習道場（個人利用）

(ア) 練習道場

(単位：円)

区分	単位	料金
中学生以下の生徒	1 時間	50
その他の利用者	1 時間	60

カ 器具及び設備

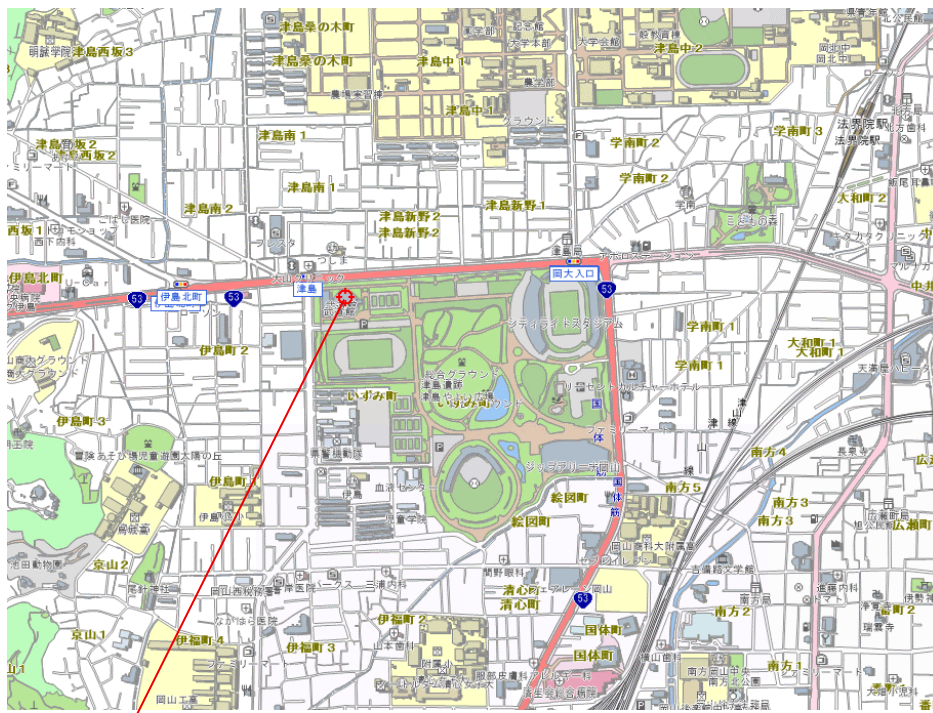
その他の器具及び設備

(単位：円)

区分	単位	料金
放送設備	1 日（有線マイク 1 本つき）	1, 670
ワイヤレスマイク	1 日 1 本	810
演台	1 台（1 日につき）	850
長机	1 台（1 日につき）	80
椅子	1 脚（1 日につき）	60
プロジェクター	一式（1 日につき）	3, 900
コインシャワー	1 回（5 分間につき）	100

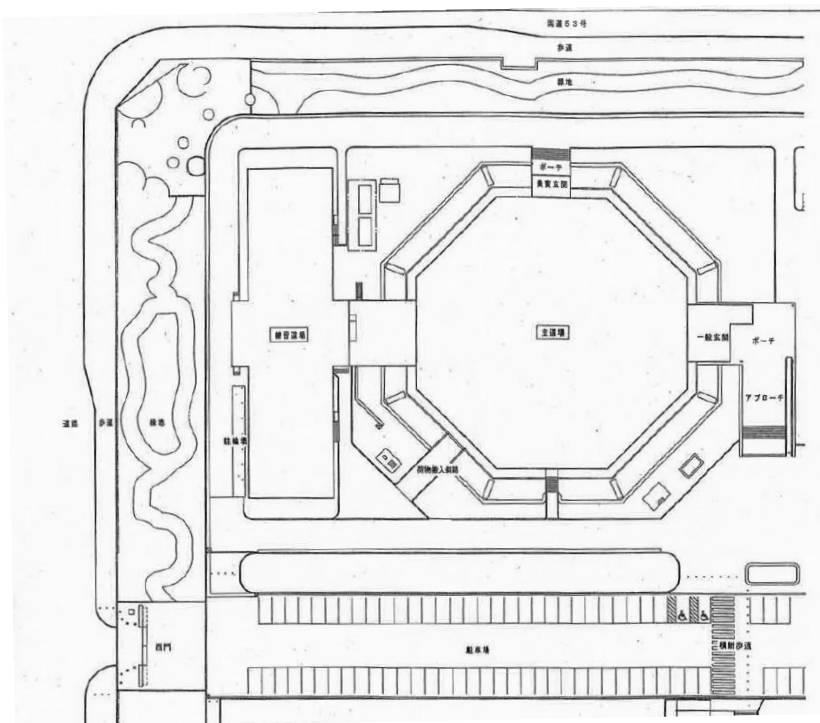
（８）岡山武道館の位置図・配置図・平面図

【図１】位置図

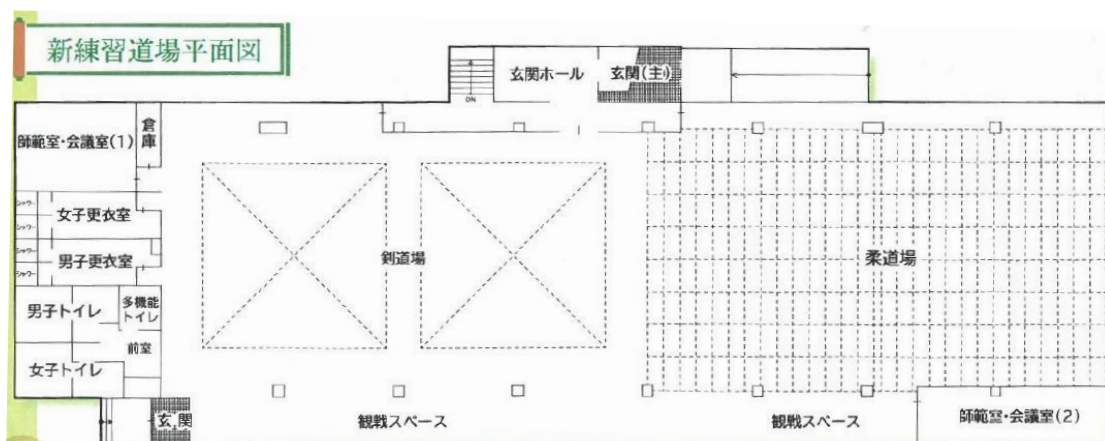
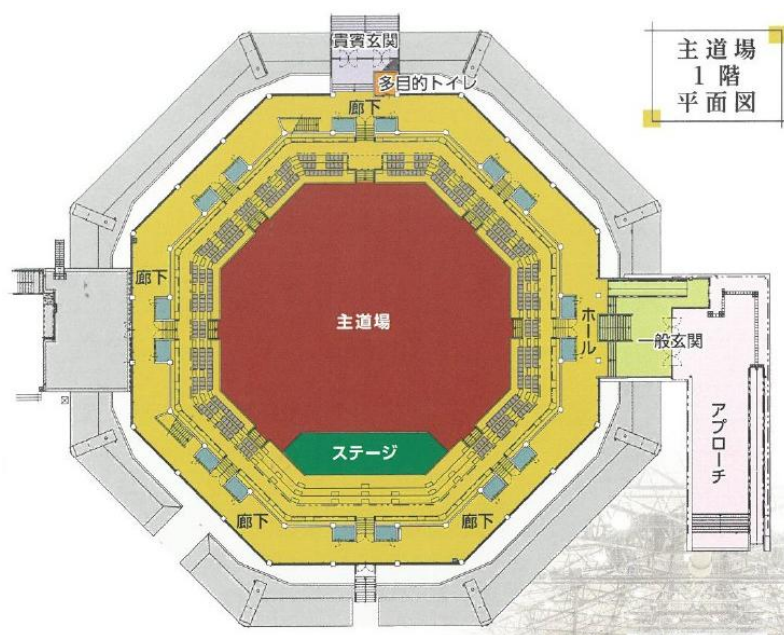


岡山武道館（所在地：岡山県岡山市北区いずみ町２－１－８）

【図２】配置図



【図3】平面図



2 施設利用状況

(1) 利用者数

(単位：人)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数
主道場	1,149	31,219	30,600	38,590
練習道場	8,314	8,868	7,643	9,196
計	9,463	40,087	38,243	47,786

※主道場は、令和3年10月から令和5年1月まで改修工事により閉場

(2) 利用料金の収入及び減免の状況

(単位：円)

施設・ 設備名	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	収入額	減免額	収入額	減免額	収入額	減免額	収入額	減免額
主道場	477,730	0	11,796,503	1,545,880	11,911,165	803,480	13,791,281	732,450
練習道場	3,497,240	0	3,427,810	0	3,275,650	0	4,076,020	0
売店施設	170,782	0	407,400	0	407,400	0	407,400	0
共催事業	0	0	0	0	0	0	315,000	0
計	4,145,752		15,631,713	1,545,880	15,594,215	803,480	18,589,701	732,450

3 企画事業の実施状況（令和7年度）

事業名	目的	参加者	日時	収支	
武道学園	武道を学ぼうとする者を対象に、各自の技能、体力に応じて、正しい武道の理論と技能を習得させるとともに、心身とも健全な人格の育成を図り、もって武道の普及振興に寄与する。	延べ2,077人	令和7年 4月9日～令和8 年3月14日 毎週火～ 土曜日 各班	収 入	1,107,500 円
				支 出	4,020,516 円
中・高校 剣道勝抜き大会	県下中・高校生における剣道普及振興と競技力の向上。	400人 (剣道)	令和7年 8月1日	収 入	718,000円
社会人柔 道優勝大会	県下社会人の底辺拡大、技術向上に努め、柔道普及振興と競技力の向上。	1,000人 (柔道)	令和7年 11月30 日	支 出	1,289,491 円

4 管理に係る収支の状況

(単位：円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備考
入収額 A		13,879,787	25,378,924	26,375,150	30,200,264	
内 訳	指定管理料	8,606,035	7,854,815	8,813,815	9,506,815	
	利用料金収入	4,145,752	15,631,713	15,594,215	18,589,701	
	事業収入	928,000	1,523,500	1,618,000	1,825,500	
	その他	200,000	368,896	349,120	278,248	
支出額 B		16,063,107	27,573,499	28,817,733	34,713,614	
内 訳	人件費	6,974,871	11,922,003	11,476,997	15,836,302	
	電力料	1,656,041	2,034,470	2,044,770	2,198,561	
	上下水道料	160,738	522,444	633,392	645,232	
	ガス使用料	116,240	1,609,707	2,178,948	2,029,979	
	建物保険料	113,395	125,260	149,880	149,880	
	外部委託費	1,381,600	2,135,739	2,258,244	2,350,074	清掃委託等
	会計管理料	619,309	931,455	1,114,592	1,012,485	
	公課費	421,632	970,090	954,234	1,157,958	
	法人税・住民 税及び事業税	71,000	103,300	112,900	71,000	
	運営費	1,113,731	2,646,261	2,555,519	2,738,960	消耗品費等
	事業費	3,434,550	3,687,151	3,963,809	4,319,130	
	その他	0	885,619	1,374,448	2,204,053	
収支額 A－B		△2,183,320	△2,194,575	△2,442,583	△4,513,350	

※本実績には、次期指定管理期間より業務範囲となる「植栽管理費」は計上していない。

5 関係条例等

○岡山武道館条例

昭和四十五年十月九日
岡山県条例第五十一号

岡山武道館条例をここに公布する。

岡山武道館条例

(目的及び設置)

第一条 武道その他のスポーツを通じて県民の心身の健全な発達を図るため、岡山武道館（以下「武道館」という。）を岡山市に設置する。

(業務)

第二条 武道館は、前条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

- 一 武道その他のスポーツの普及振興に関する事業を行なうこと。
- 二 武道その他のスポーツの普及振興を図るため、武道館の施設及び設備（以下「施設等」という。）を利用させること。

2 武道館は、前項の業務を行なうほか、施設等を同項の業務以外の用途に利用させることができる。

(開館時間及び休館日)

第三条 武道館の開館時間及び休館日は、規則で定める。

(平一七条例六六・追加、平二〇条例七・一部改正)

(指定管理者による管理)

第四条 武道館の管理は、第十三条第一項の規定により知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(平一七条例六六・追加、平二〇条例七・一部改正)

(指定管理者が行う業務)

第五条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 施設等の利用等の許可に関すること。
- 二 施設等の維持管理に関すること。
- 三 第二条に規定する業務の実施に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、武道館の運営に関すること。

(平一七条例六六・追加)

(利用等の許可)

第六条 武道館において次に掲げる行為をしようとするときは、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 施設等を利用すること。
- 二 物品の販売及びこれに類する行為をすること。
- 三 その他指定管理者が知事の承認を受けて定める行為をすること。

2 指定管理者は、前項に規定する行為が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

- 一 公共の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- 二 施設等を損傷するおそれがあるとき。
- 三 集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるとき。
- 四 その他管理上不適當と認められるとき。

3 指定管理者は、第一項の許可に武道館の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

4 知事が別に定める利用券による利用者については、第一項の許可を受けたものとみなす。

(平一七条例六六・旧第三条繰下・一部改正、平二〇条例七・一部改正)

(利用上の制限)

第七条 前条第一項の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該許可を受けた利用の目的以外に施設等を利用してはならない。

2 利用者は、施設等を改造し、又は武道館に新たに施設又は設備を設けてはならない。ただし、知事の許可を受けたときは、この限りでない。

(平一七条例六六・旧第四条繰下・一部改正、平二〇条例七・一部改正)

(入館の制限等)

第八条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、武道館への入館を拒否し、又は武道館からの退去を命ずることができる。

- 一 公共の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがある者
- 二 施設等を損傷するおそれがある者
- 三 その他武道館の管理上支障があると認める者

(平一七条例六六・追加)

(利用許可の取消し等)

第九条 指定管理者又は知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第六条第一項又は第七条第二項の規定による許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は施設等の利用を中止させることができる。

- 一 この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- 二 この条例の規定による許可に付した条件に違反したとき。
- 三 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- 四 災害その他の事故により施設等の利用ができなくなつたとき。

2 指定管理者は、施設等に関する工事のためその他公益上やむを得ない必要が生じたときは、第六条第一項の許可を受けた者に対して、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

3 第一項第一号から第三号までに掲げる理由により許可を取り消され、又は施設等の利用を中止させられたときは、直ちに施設等を原状に復さなければならない。

(平一七条例六六・旧第六条繰下・一部改正、平二〇条例七・一部改正)

(利用料金)

第十条 第六条第一項の許可を受けた行為に係る料金（以下この条において「利用料金」という。）は、指定管理者にその収入として収受させる。

- 2 利用料金は、別表の一から三までに掲げる基準額に〇・五を乗じて得た額から当該基準額に一・五を乗じて得た額までの範囲内の額で指定管理者が知事の承認を受けて定める額及び別表の四に掲げる金額を合算した額とする。
- 3 第六条第一項の許可を受けた者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が別に納期を定めたときは、この限りでない。

4 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受け、利用料金を減免することができる。

5 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平一二条例六七・全改、平一七条例六六・旧第八条繰下・一部改正)

(指定管理者の公募)

第十一条 知事は、指定管理者の指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該指定を受けようとするものを公募するものとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

(平一七条例六六・追加、平二〇条例七・一部改正)

(指定管理者の指定の申請)

第十二条 指定管理者の指定を受けようとするものは、武道館の管理に係る事業計画書その他規則で定める書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(平一七条例六六・追加、平二〇条例七・一部改正)

(指定管理者の指定)

第十三条 知事は、次の各号のいずれにも該当するもののうちから最も適当と認めるものを指定管理者として指定するものとする。

一 事業計画の内容が住民の平等な利用を確保することができるものであること。

二 事業計画の内容が武道館の機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

三 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。

四 その他武道館の業務を効果的に行うため知事が必要と認める基準に適合するものであること。

2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

(平一七条例六六・追加、平二〇条例七・一部改正)

(事業報告書の提出)

第十四条 指定管理者は、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、

知事に提出しなければならない。

(平一七条例六六・追加、平二〇条例七・一部改正)

(業務報告等)

第十五条 知事は、武道館の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(平一七条例六六・追加、平二〇条例七・一部改正)

(指定の取消し等)

第十六条 知事は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 知事は、前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を告示するものとする。

(平一七条例六六・追加、平二〇条例七・一部改正)

(その他)

第十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(平一七条例六六・旧第九条繰下、平二〇条例七・一部改正)

附 則

(略)

別表（第十条関係）

（昭五〇条例五〇・昭五五条例二〇・昭五六条例六・昭五九条例五・昭六三条例五・平元条例七・平三条例一九・平六条例一・平七条例二四・平九条例二六・平一〇条例二二・平一一条例三八・平一二条例六七・平一七条例六六・平一九条例一二・平二二条例九・平二六条例一五・平三一条例九・一部改正）

一 主道場及び冷暖房設備

（一） 主道場

区分		基準額				
		昼間		夜間	全日	午後十時以後 の延長料
		午前八時～正 午	正午～午後五 時	午後五時～午 後十時	午前八時～午 後十時	一時間につき
A 入場料を徴収しない場合	① アマチュアスポーツ又は学生、生徒若しくは児童により行われる催物	四、四三〇円	五、九三〇円	一〇、三八〇円	一六、二三〇円	二、九六〇円
	② 営利又は宣伝を目的としない催物	二七、一二〇円	四二、一〇〇円	五四、四七〇円	一〇二、七六〇円	一四、七六〇円
	③ その他の催物	七四、二七〇円	九七、八三〇円	一四八、六五〇円	二四五、三五〇円	三七、〇八〇円
B 入場料を徴収する場合	① アマチュアスポーツ又は学生、生徒若しくは児童により行われる催物	七、四一〇円	一一、六二〇円	一九、四八〇円	三一、四二〇円	六、八〇〇円

	② その他の 催物	八一、七〇〇 円	一一七、六三 〇円	一五六、〇八 〇円	二九四、九〇 〇円	三七、〇八〇 円
--	--------------	-------------	--------------	--------------	--------------	-------------

備考

- 一 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日に利用する場合の基準額は、この表の基準額の欄に掲げる額に一・二を乗じて得た額とする。
- 二 午後十時以後の延長時間が一時間未満であるとき、又は延長時間に一時間未満の端数があるときは、その延長時間又はその端数時間を一時間として計算する。
- 三 特別の設備に要する費用は、利用者の負担とする。
- 四 会場の準備及び取り片づけのための利用に係る料金の基準額は、A①に掲げる額とする。

(二) 冷暖房設備

区分	単位	基準額
冷房設備	一時間につき	一三、二〇〇円
暖房設備	同	一七、六〇〇円

備考 利用時間が一時間未満であるとき、又は利用時間が一時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間を一時間として計算する。

二 練習道場

区分		基準額		
		午前	午後	全日
団体 使用	柔道場	一、九九〇円	二、五〇〇円	四、四九〇円
	剣道場	一、九九〇円	二、五〇〇円	四、四九〇円

区分		基準額		
		一回	一月	三月
個人 使用	児童生徒	三〇円	四二〇円	一、〇四〇円
	学生及び一般	四〇円	六一〇円	一、四八〇円

三 器具及び設備

区分	単位	基準額
照明用バトン	一日につき	三、一九〇円

会議室	アマチュアスポーツ又は学生、生徒若しくは児童により行われる催物に伴い使用される場合	一時間につき	三八〇円
	その他	同	五一〇円
放送設備（マイクロホン一本を含む。）		一日につき	一、七〇〇円
バックスクリーン		同	一、七〇〇円
暗幕		同	四、八一〇円
照明設備（知事が別に定めるものに限る。）		使用電力一キロワット時につき	プロ又はアマチュア等の別、電力料金等を考慮して知事が別に定める額
その他の器具及び設備で知事が別に定めるもの		知事が別に定める単位	一、〇〇〇円以下で知事が別に定める額

備考

- 一 利用期間若しくは利用時間が単位未満であるとき、又は利用期間若しくは利用時間に単位未満の端数があるときは、その単位未満の期間又は時間を一単位として計算する。
- 二 会議室を利用する場合であつて冷暖房設備（別表の一の（二）の冷暖房設備を除く。）を利用するときは、第十条第二項の規定により指定管理者が定める額に当該額の百分の五十に相当する額を加算する。

四 その他

区分	単位	金額
第六条第一項第二号又は第三号に掲げる行為	指定管理者が知事の承認を受けて定める単位	指定管理者が知事の承認を受けて定める額
入場料を徴収する場合の利用	一日につき	最高入場料に百を乗じて得た額

備考 利用期間が一日未満であるときは、その利用期間を一日として計算する。

○岡山武道館条例施行規則

平成二十年三月十八日

岡山県規則第二十号

岡山武道館条例施行規則を次のように定める。

岡山武道館条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岡山武道館条例（昭和四十五年岡山県条例第五十一号。

以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第二条 岡山武道館（以下「武道館」という。）の開館時間は、次のとおりとする。

区分			開館時間
主道場			八時から二十二時まで
練習道場	個人	火曜日から土曜日まで	十七時から二十一時まで
	団体		八時から二十一時まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者（条例第四条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、開館時間を臨時に変更することができる。この場合においては、その旨をあらかじめ武道館の掲示板に公示するものとする。

(令三規則四五・一部改正)

(休館日)

第三条 武道館の休館日は、次のとおりとする。

一 毎週月曜日

二 十二月二十九日から翌年一月三日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、休館日に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。この場合においては、その旨をあらかじめ武道館の掲示板に公示するものとする。

(令三規則二・一部改正)

(利用等の許可の申請)

第四条 条例第六条第一項の規定により、同項各号に定める行為の許可又は許可を受けた事項の変更の許可を受けようとする者は、指定管理者が知事の承認を受けて定める申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 条例第七条第二項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、指定管理者が知事の承認を受けて定める申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(利用券)

第五条 条例第六条第四項に規定する利用券は、練習道場における個人の利用の場合に限り発行するものとする。

(利用者等の遵守事項)

第六条 条例第六条第一項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。利用者の行う行事等のために入館する者も、同様とする。

- 一 利用の許可を受けた施設以外の施設に立ち入らないこと。
- 二 利用の許可を受けた設備以外の設備を使用しないこと。
- 三 火災、盗難等の発生予防に留意すること。
- 四 職員の指示に従うこと。
- 五 その他指定管理者が必要と認める事項

(損壊の届出等)

第七条 利用者は、武道館の施設及び設備を損壊し、又は滅失したときは、直ちに指定管理者に届け出てその指示に従わなければならない。

(利用等の終了の届出)

第八条 利用者は、条例第六条第一項の許可を受けた行為を終了したときは、速やかに指定管理者に届け出てその点検を受けなければならない。

(その他)

第九条 この規則に定めるもののほか、武道館の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(略)

○岡山武道館の器具及び設備の利用料金に関する規則

昭和五十五年三月二十八日

岡山県規則第九号

〔岡山武道館の器具及び設備使用料並びに電力使用料に関する規則〕を次のように定める。

岡山武道館の器具及び設備の利用料金に関する規則

(平一二規則三六・改称)

(趣旨)

第一条 この規則は、岡山武道館条例（昭和四十五年岡山県条例第五十一号。

以下「条例」という。）の規定に基づく器具及び設備の利用に係る料金（次条において「利用料金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(平一二規則三六・一部改正)

(器具及び設備の利用料金)

第二条 条例別表の三の表の知事が別に定める照明設備は、主道場照明設備、舞台照明設備及び特別に設置する照明設備とし、これらの利用料金の基準額は、次のとおりとする。

区分	基準額
アマチュアスポーツ又は学生、生徒若しくは児童により行われる催し物	五〇円
その他の催し物	八〇円

2 条例別表の三の表のその他の器具及び設備で知事が別に定めるものの利用料金の基準額は、次のとおりとする。この場合において、利用時間若しくは利用期間が単位未満であるとき、又は利用時間若しくは利用期間に単位未満の端数があるときは、その単位未満の時間又は期間を一単位として計算する。

区分	単位	基準額
バレーボール	一組 一時間につき	三五〇円
バドミントン	同	八〇円
演台	一式 一日につき	九一〇円
マイクロホン	一本 一日につき	三五〇円
長机	一脚 一日につき	八〇円

椅子	同	六〇円
ストップウォッチ	一個 一日につき	八〇円
電光掲示板	一日につき	九一〇円
テープレコーダー	一台 一日につき	九一〇円
コインシャワー	一回 五分間につき	一〇〇円

(昭五八規則三九・昭五九規則八・昭六一規則五・平元規則三〇・平六規則七・平九規則一九・平一一規則四三・平一二規則三六・平二六規則一六・平三一規則一一・令三規則五二・令六規則一四・令七規則二一・令八規則二五・一部改正)

附 則

(略)